

## 迷惑メール対策推進協議会 ワーキンググループ設置要綱（案）

- 1 迷惑メール対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、次のワーキンググループを置く。
  - 送信ドメイン認証技術ワーキンググループ
  
- 2 ワーキンググループの目的は、次のとおりとする。
  - 送信ドメイン認証技術ワーキンググループは、協議会における送信ドメイン認証技術の普及に関し、普及方針案の作成、基礎的資料の作成、関連の情報の整理・提供、技術的なアドバイス等を行うことを目的とする。
  
- 3 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。
  - ① ワーキンググループの構成員は、協議会座長が指名する。
  - ② ワーキンググループに主査及び副主査を置き、当該ワーキンググループに属する構成員のうちから、協議会座長が指名する。
  - ③ 主査はワーキンググループを招集し、主催する。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わり、その職務を遂行する。
  
- 4 ワーキンググループの運営は、次のとおりとする。
  - ① 協議会の座長及び座長代理は、随時、ワーキンググループの会合に出席することができる。
  - ② ワーキンググループは、必要に応じ、外部の者を含む関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
  - ③ 送信ドメイン認証技術ワーキンググループは、送信ドメイン認証技術の普及活動について、協議会の構成員及び幹事会の構成員と緊密な連携を取るものとする。
  - ④ 以上のほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるものとする。